

令和元年度社会福祉法人等に対する指導監査の結果

1 指導監査の実施状況

令和元年度の指導監査は、茨木市社会福祉法人等指導監査の実施に関する規則、実施方針及び実施計画に基づき、本市が所管する社会福祉法人22法人のうち8法人及び社会福祉施設等71施設に対し、本部運営（社会福祉法人のみ）、会計管理、職員処遇、利用者支援及び食事提供について実地による指導監査を実施したものであり、その内訳については次のとおりである。

○指導監査の実施状況（令和元年度）

		対象法人・施設等数	実施法人・施設等数	実施率
社会福祉法人		22	8	36%
保育所（私立）		14	14	100%
保育所（公立）		5	5	100%
認定こども園	幼保連携型認定こども園	26	26	100%
	保育所型認定こども園	1	1	100%
家庭的保育事業等	小規模保育事業	19	19	100%
	事業所内保育事業	2	2	100%
特別養護老人ホーム（定員29人以下）		4	4	100%
合 計		93	79	85%

2 指導監査の結果の概要について

(1) 法人運営に関するもの

社会福祉法人8法人に対して監査を実施したところ、本部運営で23件、本部会計で12件の文書指摘があった。本部運営の指摘事項では「評議員会について」が全体の57%、本部会計では「会計書類について」が全体の50%あった。

(2) 施設等運営に関するもの

社会福祉施設等71施設に対して監査を実施したところ、施設会計で6件、職員処遇で28件、利用者支援（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）で17件、利用者支援（特別養護老人ホーム）で1件、食事提供で39件の文書指摘があった。

施設会計の指摘事項では「会計管理について」が全体の50%、職員処遇では「職員配置について」「規則・規程関係について」が全体の75%、利用者支援（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）では「施設設備について」が全体の82%、食事提供では「衛生管理について」が全体の64%あった。

指摘事項ごとの数及び割合については、次項に記載する。

3 指導監査の指摘事項について

【法人に対する文書指摘】

(本部運営)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 定款について	1	4%
2 内部管理体制について	1	4%
3 評議員について	0	0%
4 評議員会について	13	57%
5 理事について	1	4%
6 監事について	2	9%
7 理事会について	2	9%
8 会計監査人について	0	0%
9 役員等の報酬について	1	4%
10 情報の公表について	0	0%
11 その他	2	9%
合 計	23	-

※文書指摘事項の主な例

4 評議員会について

- ・評議員会及び理事会の決議に際し、特別の利害関係を有する評議員及び理事の有無を確認すること。また、確認したことがわかるよう記録すること。
- ・決算にかかる定時評議員会の開催にあたっては、決算承認にかかる理事会から2週間以上あけて開催すること。
- ・評議員会の議事録において、「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載すること。

6 監事について

- ・理事会に2回以上続けて欠席している監事が見受けられるため、出席できるよう日程調整を行う等の配慮を行うこと。

7 理事会について

- ・招集手続きを省略して理事会を開催する場合は、役員全員の同意があったことを確認できるように記録を整備すること。

(本部会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 会計管理について	3	25%
2 会計書類について	6	50%
3 出納事務について	0	0%
4 財産管理について	0	0%
5 決算について	0	0%
6 収入について	3	25%
7 支出について	0	0%
8 その他	0	0%
合 計	12	-

※文書指摘事項の主な例

1 会計管理について

- ・現金の管理については、出納職員を任命し、適切に管理すること。

2 会計書類について

- ・担保提供資産の記載について、計算書類の注記及び借入金明細書への記載に、一部漏れがあるので全て記載すること。
- ・その他の固定資産に計上されている建物のうち、基本財産に帰属する工事等については基本財産に振り替えを行うこと。
- ・法人で作成する計算書類において、拠点区分資金収支計算書（第一号第四様式）、拠点区分事業活動計算書（第二号第四様式）、拠点区分貸借対照表（第三号第四様式）が作成されていないため、省略せず作成すること。

6 収入について

- ・寄附金品を受領する場合は、寄附申込書により寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明らかにし、寄附金品台帳に漏れなく記録すること。

【施設に対する文書指摘】

(施設会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳				
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こ ども園	家庭的 保育事 業等	特別養 護老人 ホーム
1 会計管理について	3	50%	0	0	3	0	0
2 会計書類について	1	17%	0	0	0	0	1
3 出納事務について	1	17%	0	0	1	0	0
4 財産管理について	0	0%	0	0	0	0	0
5 決算について	0	0%	0	0	0	0	0
6 収入について	0	0%	0	0	0	0	0
7 支出について	1	17%	1	0	0	0	0
8 その他	0	0%	0	0	0	0	0
合 計	6	-	1	0	4	0	1

※文書指摘事項の主な例

1 会計管理について

- ・固定資産管理責任者と会計責任者が各拠点とも同一人物になっており、経理規程の規定に抵触するため是正すること。

3 出納事務について

- ・収納した金銭について、経理規程に規定する期日を超過して、取引金融機関に預け入れられていたため、適切に預け入れを行うこと。

7 支出について

- ・経理規程に基づき、契約金額が100万円を超える取引においては、契約書を作成すること。

(職員処遇)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳				
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こ ども園	家庭的 保育事 業等	特別養 護老人 ホーム
1 職員配置について	12	43%	3	0	5	1	3
2 職員会議・研修について	0	0%	0	0	0	0	0
3 人事管理について	0	0%	0	0	0	0	0
4 規則・規程関係について	9	32%	3	0	1	5	0
5 健康管理について	6	21%	1	0	3	1	1
6 非常災害対策について	1	4%	0	0	0	0	1
合 計	28	-	7	0	9	7	5

※文書指摘事項の主な例

1 職員配置について

- ・職員数の配置基準を下回っている時間帯が確認されたため、職員の配置基準を遵守すること。

4 規則・規程関係について

- ・給与から、税金等の法定控除以外のものを控除する場合は、労働基準法第24条の協定を締結すること。
- ・1年単位の変形労働制及び時間外・休日労働に関して締結された労使協定については、協定期間の開始日以前に労使協定を締結し、所轄労働基準監督署へ届出すること。

5 健康管理について

- ・職員の雇入時健康診断について、労働安全衛生規則第43条に定める項目について、漏れなく実施すること。
- ・深夜業務を行う者に対しては、労働安全衛生規則第45条第1項に定める期間（半年に1回）の健康診断を受診させること。

6 非常災害対策について

- ・避難訓練は実施されているが、消火訓練が実施されていないため、消火訓練についても法令等に規定された回数を実施すること。

(利用者支援（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳			
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こども園	家庭的保育事業等
1 施設設備について	14	82%	5	0	2	7
2 保育方針計画について	0	0%	0	0	0	0
3 保育実施状況について	1	6%	0	0	1	0
4 健康管理について	1	6%	0	0	0	1
5 保育時間及び一斉休園について	0	0%	0	0	0	0
6 事故発生の防止等について	1	6%	0	1	0	0
7 苦情解決体制等について	0	0%	0	0	0	0
合 計	17	-	5	1	3	8

※文書指摘事項の主な例

1 施設設備について

- ・子どもの安全性の確保のため、施設設備等について改善すること。

4 健康管理について

- ・衛生管理と感染症予防の観点から、排泄後に使用するタオル同士の接触について改善すること。

(利用者支援（特別養護老人ホーム）)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 施設設備について	1	100%
2 支援方針計画について	0	0%
3 支援実施の状況について	0	0%
4 健康管理について	0	0%
5 事故発生の防止等について	0	0%
6 苦情解決体制等について	0	0%
合 計	1	-

※文書指摘事項の主な例

1 施設設備について

- ・洗剤等の誤飲・誤食の防止のため、収納庫については施錠を備える等の対策をすること。

(食事提供)

文書指摘事項	文書 指摘数	割合	内訳				
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こ ども園	家庭的 保育事 業等	特別養 護老人 ホーム
1 運営形態・栄養管理について	5	13%	0	0	4	0	1
2 食事内容について	6	15%	1	0	4	1	0
3 運営状況について	2	5%	0	0	0	1	1
4 他機関の指導・助言等について	0	0%	0	0	0	0	0
5 給食経費について	1	3%	0	0	0	1	0
6 衛生管理について	25	64%	5	11	1	6	2
7 その他	0	0%	0	0	0	0	0
合 計	39	-	6	11	9	9	4

※文書指摘事項の主な例

2 食事内容について

- ・食事提供未実施日が多い月が確認されたので、極力減らすように改善すること。

3 運営状況について

- ・離乳食の検食が食事提供前に実施できていない日が見受けられたため、食中毒防止等の観点から、調理従事者以外の職員によって食事提供前に実施し、その結果を記録して保存すること。

6 衛生管理について

- ・調乳室内において段ボールの使用は衛生上好ましくないため、撤去すること。
- ・雇入れ時や配置換えの際は、検便結果の陰性を確認したうえで調理業務に従事させること。
- ・保存食については、原材料・調理済み食品ともに50g程度を保存すること。